

【部会名】税務研究部会

【タイトル】一泊研修会

【日時】

平成 18 年 9 月 7 日(木)《研修会 PM3：00 から PM4：00 まで》 ~ 8 日(金)

【場所】奥湯河原・山翠楼

【演題】

「法人経営者のやさしい消費税」(消費税の理論的アプローチ)

【講師】

柴田勝裕氏・パラマウントベッド(株)常勤監査役

( 元東京国税庁消費税課長 )

【概要】

#### 消費税の引き上げ(増税)に関連して

- ・ ・ ・ 予算が組めない、半分以上は借金(国債)。所得税は 5 公 5 民以上は無理。法人税も国際水準は 30%だから限界。引き上げ幅は 10%未満でよい。景気回復の後押しもある。

・

#### 複数税率(生活必需品への低税率化)の導入が考えられる。

食料品(軽減税率)・ ・ フランスは 5.5%(ハンバーガーは、持ち帰りでなく食すると 19.6%)

イギリスでは 0%(仕入税額控除は認める。食料品の範囲が難しい)

医療に係るもの(超軽減税率)

フランスは、2.1%

日本は非課税(仕入税額控除ができない)

#### インボイス(請求書)方式の導入も考えられる。

- ・ ・ ・ ・ 帳簿による前段階控除方式だと、納税者の主観に左右される部分が大きく、遵法意識に頼らざるを得ない。税務署も、反面調査の手間が大変。フランスで発明されたものだが、導入されている中国での例を紹介された。

- イ. 税務署からインボイス用紙(3枚綴り)を購入し、取引後に記入したら1枚は自社の控えに、2枚は販売した会社に渡し、そのうち1枚を税務署への申告の際に添付する。
- ロ. 税務署は、署内で反面調査ができるし、売り上げ漏れもチェックできる。
- ハ. 法人は、このインボイスが無いと仕入税額控除が認められない。
- ニ. このインボイスは連番になっていて、その番号が宝くじになっているから、受け取らない消費者はいない。(伝票を受け取らない最終消費者がいて、その伝票を廃棄すれば売り上げをごまかせるのを防ぐ)

この方式にすれば、伝票が残るのだから、足し算さえすれば、売り上げと支払いと消費税の計算はできる。品目別に消費税額を設定しても、個別の税額が明らかなので計算が容易。複数税率を導入している国では、世界の趨勢である。

財政赤字の大きな原因に、社会保障費の増大がある。消費税の標準税率でみると、韓国 10%・中国 17%・フランス 19.6%(欧州は、15%以上の国々が多い)に比べ、日本の4%は低い。将来、消費税の増税があった時、制度にどんな変化が起きそうか、見通しに役立つ研修だった。



総勢 25 名が参加



講師の柴田勝裕氏



インボイス方式の説明に聞き入る